

つくば市環境基本条例

平成10年10月1日
条例第23号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 環境基本計画(第7条・第8条)
- 第3章 市が講じる環境の保全のための施策(第9条—第17条)
- 第4章 市民等の参加及び協働による環境の保全への取組(第18条—第23条)
- 第5章 地球環境保全の推進(第24条・第25条)

附則

私たちは、筑波山を望む豊かな自然の恵みの中で、生命を育み、日々の暮らしを営んできた。

近年、社会経済構造の変化や都市化の進展に伴い、私たちの生活が便利で活力の満ちたものになってきている一方で、資源やエネルギーの大量消費、大量生産、大量廃棄という現象がもたらされ、それらが環境への負荷となって、自然の生態系にまで影響が及ぶようになり、私たちの生命や生活の基盤である恵み豊かな環境が地球的な規模で損なわれようとしている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を担っている。

今、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じていることを認識し、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、人と自然との共生を基本として、限りある自然を維持し、失われた自然を復元し、都市化の進展をこれに融和させ、やすらぎやゆとりの感じられる社会の創造を目指して、最大限の努力を払うことが求められている。

このような考え方に立って、市民、事業者、市の機関が一体となり、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能につくば市をつくり上げていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びにつくば市(以下「市」という。)、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の安全で快適な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることという。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり推進されなければならない。

- (1) 健全で恵み豊かな環境が市民の安全で快適な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進すること。
- (2) 人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築を目指すこと。
- (3) 市、事業者及び市民がその事業活動及び日常生活において環境の保全を優先的に配慮し、それぞれの責務に応じた役割分担の下に、協働によってこれに取り組むこと。
- (4) 地球環境保全が人類共通の極めて重要な課題であることから、市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題としてとらえ、国際的な連携及び協力の下に推進すること。

出典：つくば市環境基本条例< https://www1.g-reiki.net/tsukuba/reiki_honbun/e019RG00000353.html>

(2026/09/08 アクセス)

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全に積極的に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴うばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることにより、その減量を行うとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外燃焼行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境基本計画

第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の大綱について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、つくば市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的かつ計画的に行わなければならない。

第3章 市が講じる環境の保全のための施策

(公害の防止等)

第9条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(自然環境の保全)

第10条 市は、樹林、農地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、野生動植物の生息又は生育に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(資源の循環的利用等の促進)

第11条 市は、環境への負荷への低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第13条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(調査、研究等の推進)

第14条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第16条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(環境白書の作成等)

第17条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにしたつくば市環境白書を作成し、公表するものとする。

第4章 市民等の参加及び協働による環境の保全への取組

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者との連携)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者と協力して、環境の保全に関する活動を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第20条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実により市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

(市民及び事業者の自発的な活動の支援)

第21条 市は、市民及び事業者が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収に係る活動その他環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

(経済的措置)

第22条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発、その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第23条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に当たり、環境への負荷の低減の目標を定め、その目標の達成状況を検証し、その目標を見直すことを目的とした環境管理に関する制度の導入の促進に関し必要な措置を講じるものとする。

第5章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の調査等の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第25条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世界で発生した主なデータセンター火災事故

齋藤淑人氏作成・提供

国名	件数	死亡	負傷	備考
インド	15以上		1人以上	2026年Google Cloud関連施設のバッテリー室で火災発生 電氣的故障:過負荷、配線不良、UPSの故障が主な火災の引き金に「火災検知や失敗防止の抑制よりもコスト削減を優先し、その結果は壊滅的」: インドデータセンター協会による評価
米国	8以上		6	グーグルDC:アークフラッシュで3名重症 オラクルクラウド:アークフラッシュ1名搬送 2025年5月オレゴン州イーロンマスクのDCでも火災 (リチウムイオン予備電池が発生源「UPS」)
日本	4	5	42	日本の死傷者は三井不動産が開発していた多摩DCで発生
中国	4		1人以上	アリババDC:建設中に火災(UPS関連含む)
フランス	3			ストラスブールOVH:稼働中で世界最大規模
シンガポール	2		1	アリババDC:リチウムイオンバッテリー爆発
韓国	2			カカオDC:リチウム・バッテリーから出火 国家情報資源管理院:無停電電源装置(UPS)が爆発
オーストラリア	2			アデレードDC:冷却システムが電気事故
オランダ	1			アムステルダム近郊、UPSのバッテリー室から出火
スペイン	1			変圧器が設置されている地下室で発生
ベルギー	1			
イギリス	1			ロンドン:無停電電源装置(UPS)が故障出火
バングラデシュ	1	3	10	ダッカ:無停電電源装置(UPS)が爆発
エジプト	1	4	26	エジプト:電気系統のショートが原因
フィリピン	1			マニラ:無停電電源装置(UPS)が爆発
インドネシア	1	2	1	複数のサーバーが爆発、煙吸引により死傷者
マレーシア	1			
アラブ首長国連邦	1			イランの飛行体とみられる物体による攻撃でアマゾンDCで火災
バーレーン	1			イランの飛行体とみられる物体による攻撃でアマゾンDCで火災
イラン	1			
ナイジェリア	1			大手のゼニス銀行のバックアップ電源システムで火災が発生
ブラジル	1			
計	54	14	86	
参考: データセンターカフェ、データセンターダイナミックス、消防庁、各国新聞社等報道による(2016年以降)				
※最近では年間10件程度発生との報道があった。				
※このほか、ドイツで冷却水(化学物質)の漏洩等、別の事故が発生しています。				
※インドのDCは2020年以降急拡大しており、三井不動産もインドのデータセンター事業4件に参画している				
インドデータセンター協会によれば2020年以降のDC火災は15件あったと報告されている。				
※日本を含む、一部の国のDC火災はすべてが公開されていない可能性がある。				
2024年の印西のDC火災は消防庁の表彰データがあり、判明した。				

唐木田テクノロジーセンター火災
(建築中であったが、建物構造の特殊性などにより5人死亡)



韓国 リチウムイオン電池 アークフラッシュ
熱暴走
2025. 9. 26



2026. 3. 2



地方自治体として真剣に検討していただきたいこと

税収への期待

一般的にデータセンターにつきましては、約5年でサーバーが入れ替わるということが多く、資産税の評価額が下がりにくい施設というふうにきております。大規模なデータセンター、他市にはすでにごさいますが、**億単位の税収になるようなものもある**ということでございます（一般的な地方自治体の期待）

1. 償却資産税が期待通りの税収につながるのか？

＜固定資産税＞ 土地・建物・付帯設備（建物附属設備）
土地や建物は事務所であってもDCであっても固定資産税に大きな違いはない。

＜固定資産税（償却資産税）Aタイプ＞冷却設備・非常用発電機・燃料タンク
冷却用チャラー等、熱交換システム、非常用発電機等は、施設管理側の償却資産として扱われる場合と、テナントの償却資産として扱われる場合があるが、償却期間が相対的に長いので、継続的に高額な税収を維持できない。

＜固定資産税（償却資産税）Bタイプ＞ 高価なサーバー類
サーバーは、非常に高価なもので、3～5年で更新されるが、**償却資産として自己申告**するため、海外のハイパースケーラーの多くは**自社製品**として極めて低い評価額で申告する傾向にあることが指摘されている。又、**リース品として経費として計上**して固定資産税（償却資産税）として申告しないで済ませる場合がある。その場合、リース元が償却資産税を支払うのが原則だが実際に支払われているかは不明。特に海外DC事業者の場合、取りはぐれる可能性がある。

＜法人地方税＞
大きな会社ほどランチの自治体への納付額は按分されわずかな金額になる傾向があり、ほとんど期待できない。又、特定目的会社などは利益の9割以上を配当すると損金扱いとなり、課税をまぬがれる（**パススルー課税**）。さらに、海外の事業者の場合、二国間の租税条約による減免税もあり、シンガポール系の法人が多く利用している。

2. なし崩しの規制緩和 市政の先達・市民の努力を無にしてしまうのでは？

都市計画行政 地区計画を伴わない投資目的大規模跡地取引の一般化
秘密性を理由にテナント事業者名を公表しないことを容認
環境行政 環境政策の形骸化（カーボンゼロ2030年目標達成を放棄？）

3. 先見的行政施策 現実に即した先見性のある政策導入・条例等制定

環境アセスメント、熱中症リスク、静穏な住環境悪化、災害ポテンシャルの拡大

4. 外資系クラウド依存 外資系DC事業者(情報主権が守られない可能性) オーバースペックなガバクラ(ガバメントクラウド)

Urban Data Centers Tokyo
都市型データセンターあり方検討会

周辺住民にとって不安な要素

得体の知れない建物への不安の理由

- ① 事業形態すら示されていない
- ② DC事業者名が公表されない恐れ
- ③ 環境影響の検討に必要な情報がことごとく開示されない
- ④ 秘密性ゆえに開示されない理由「物理的な攻撃への配慮のため」
- ⑤ 市や周辺住民の合意形成の姿勢がみられない(地区計画を拒絶)
- ⑥ 災害危険性が明らかにされない

予想される直接影響

- ① 圧迫感 景観阻害
- ② 排熱(健康・大気・水環境)
特に暑熱時の熱中症リスク増大
- ③ 夜間騒音・発電機稼働時公害
- ④ 低周波音(低周波空気振動)
- ⑤ 電磁波
- ⑥ 日影(朝日が見えない暗い朝)
- ⑦ 風害
- ⑧ 災害危険性 (特殊火災)
- ⑨ テロ危険性
(物理的攻撃のおそれがある秘密性の高い施設)

予想される間接的影響

- ① 行政や市職員に対する信頼の低下
- ② ZEROカーボンの市民の努力に逆行
- ③ 地価(実勢価格)の下落
- ④ 雇用も交流もない拒絶の近隣関係
- ⑤ 地区計画等の良好なまちづくりに逆行

16



様式第2(第4条関係)

危険物 製造所
貯蔵所 設置許可申請書
取扱所

つくば市消防署長 殿				令和 8年 1月 26日	
申請者					
住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番2号704号 ¹ 日本公認会計士事務所気付 グッドマンジャパンつくば特定目的会社 ()					
氏名 取締役 佐藤 朋彦					
設置者	住所	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番2号704号 ¹ 日本公認会計士事務所気付 ()			
	氏名	グッドマンジャパンつくば特定目的会社 取締役 佐藤 朋彦			
設置場所	茨城県つくば市大穂2番 ⁵³ H34-37番				
設置場所の地域別	防火地域別		用途地域別		
	指定なし		準工業地域		
製造所等の別	貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分	地下タンク貯蔵所		
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	第四類第三石油類(A重油)(2000L) 4,050,000L 560,000L 70,000L ¹⁵ 基 ✓		指定数量	280 -686倍 ✓	
位置構造及び設備の基準に係る区分	令第 13条 第 1 項 ✓ (規則第 条 第 項)				
位置、構造、設備の概要	位置は別添図面に示す。70kL鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを ¹⁵ 基設置する。				
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要	地下タンク貯蔵所にA重油を貯蔵し、燃料ポンプにて発電機室内に設置する燃料小出槽に送油する。				
着工予定期日	2026年 月 日	完成予定期日	2027年 月 日		
その他必要な事項	規定の標識板・掲示板を設置する。				
* 受付欄		* 経過欄 7-42		* 手数料欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 - 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載する。
 - 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は()内に記載すること。
 - 6 ※印の欄は、記入しないこと。

日野市環境基本条例上の位置づけ



日野市環境基本条例

(市民の申出)

第8条 市民は、環境の保全等に関し必要な措置を講ずるよう市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、日野市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、申出の内容及び経過を市民に明らかにするよう努めなければならない。

Point

- ・市民は、環境基本条例の範囲内で環境の保全に関する措置を市に申し出ることが出来る
- ・市は、申出の処理方針を作成し、場合によって環境審議会に諮問し、必要な措置を講ずる

日野市環境基本条例施行規則

(申出)

第3条 条例第8条第1項の規定による申出は、条例の前文及び条例第1条に規定する目的に関する事項とする。

(申出の受理等)

第5条 市長は、条例第8条第1項の規定による申出があった場合、内容等の確認を行い、必要があると認めるときは第7条に規定する日野市環境調整会議に付議する等により、処理方針を作成するものとする。

2 市長は、前項の処理方針に基づき必要な措置を講ずる場合において、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴く必要を認めたときは、日野市環境審議会に諮問するものとする。

市民の申出概要



申出件数：17件（令和7年5月31日現在）

申出を分類

排熱 12件

（屋上からの排熱、放射電熱や輻射電熱、シミュレーションの公開）

非公表 10件

（主に電力消費とCO2と排熱について秘匿性を理由にデータを公開しない）

騒音 7件

（解体工事の騒音、冷却器による運行時の24H騒音、自家発電機の騒音）

電力 7件

（市民生活への影響、電力消費によるCO2排出）

CO2 7件

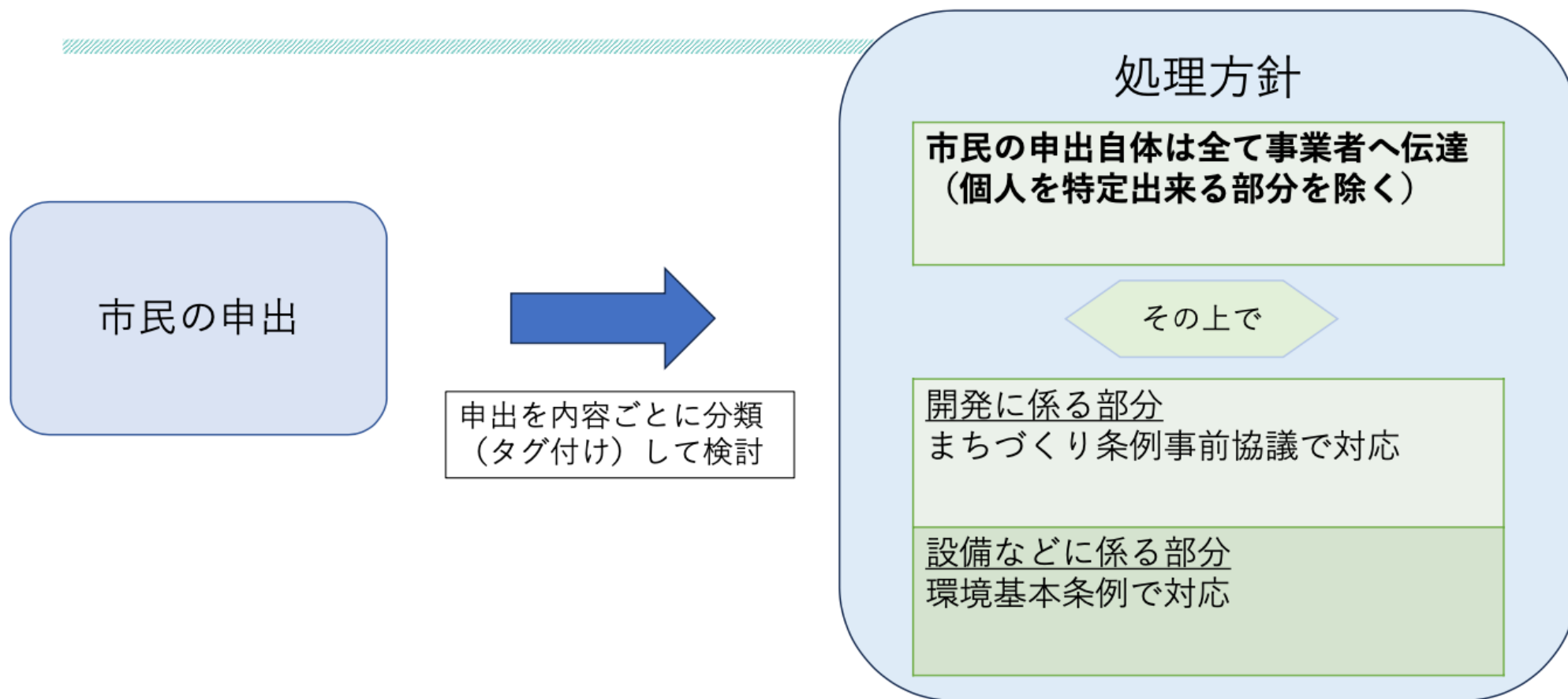
（電力は再エネ100%を、市の計画との整合性を）

その他に景観（高さ）、日影、風、電磁波、地下水、振動、土地価格、低周波など

市民の申出の処理方針



申出件数：17件（令和7年5月31日現在）



市民の申出項目別①



排熱

主な申出	開発段階	環境基本条例の協議
・データが非公表 ・熱中症リスクの上昇可能性 ・最新設備や省エネ設備の導入を	・市民の不安解消に努めるよう要請 ・可能な限りの排熱対策を要請	・設備概要や排熱の予測値など、可能な限りの情報公開を要請

騒音

主な申出	開発段階	環境基本条例の協議
・工事に関する騒音 ・運用時の騒音 ①24時間運転の空調 ②発電機など	・東京都環境確保条例第123条の遵守を要請 ・特定建設作業に該当する場合は、基準値の遵守義務 ・騒音規制法の規定に基づく基準を遵守した運用を指導	・騒音規制法における特定施設に該当する場合は法規制基準値を、工場や指定作業場に該当する場合は都環境確保条例第68条に基づく基準値を、それ以外の場合は同条例第136条に基づく基準値を遵守するよう指導